

武豊町一般廃棄物処理基本計画
令和5年度～令和14年度
概要版

令和5年3月

武 豊 町

ごみ処理基本計画

◆計画の目的

武豊町（以下「本町」という。）では、平成27年8月に令和6年度までの10年間を計画期間とするごみ処理基本計画を策定し、ごみ処理への取り組みの基本的な方向性を示すとともに、2つの基本方針を定め、ごみ減量と資源の循環利用ならびに環境保全や環境美化に配慮した最適な処理・処分体制の確立に努め、あわせてごみ処理コストの低減を目指してきました。

計画策定から7年が経過し、プラスチックの排出抑制や食品ロス※1の削減、「持続可能な開発目標（SDGs）」に関する国内外の動向等、ごみ処理行政を取り巻く状況が変化していることから、新たな「武豊町一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

なお、本計画は、ごみ処理について定めたごみ処理基本計画と生活排水※2処理について定めた生活排水処理基本計画で構成しました。

※1：食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、食べられるのに廃棄されてしまう食品のことです。

※2：日常生活に伴って家庭から出る排水で、トイレから排出されるし尿と、炊事、洗濯、風呂などで排出される生活雑排水を合わせたものを指します。

◆計画の位置づけ

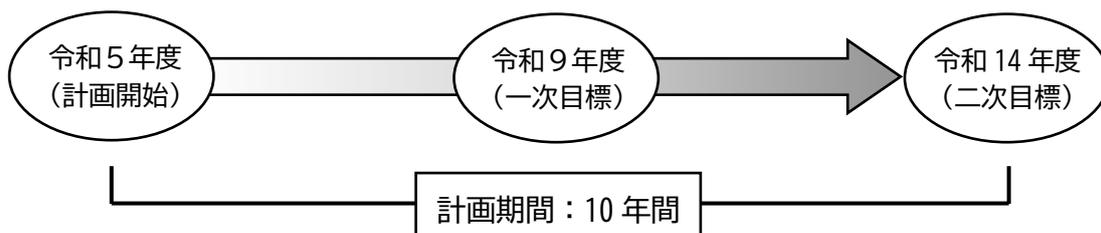
本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき定める計画で、法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、武豊町の区域内の一般廃棄物※3の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めるものです。

※3：廃棄物処理法で規定された産業廃棄物以外の廃棄物で、一般的には、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源ならびにし尿・浄化槽汚泥などの総称を指します。

事務所などから排出される紙くずや段ボール、飲食店からの残飯、小売店からの野菜くずなど産業廃棄物として規定されない廃棄物は「事業系一般廃棄物」、家庭での日常生活から排出される紙くず、段ボール、残飯、野菜くずなどは「家庭系一般廃棄物」とよばれます。

◆計画期間

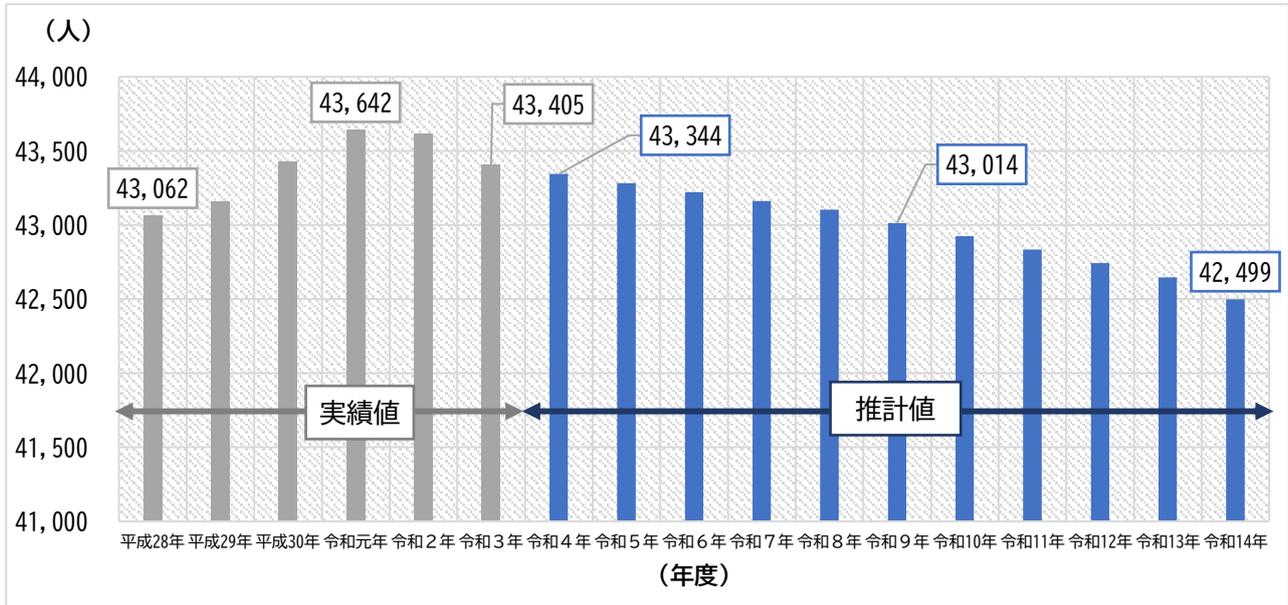
本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。計画策定後から5年後に見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合も見直しを行います。



◆人口の推移

本町の人口は増加傾向にありましたが、令和元年度をピークに減少に転じ、令和3年10月1日現在、43,405人となっています。

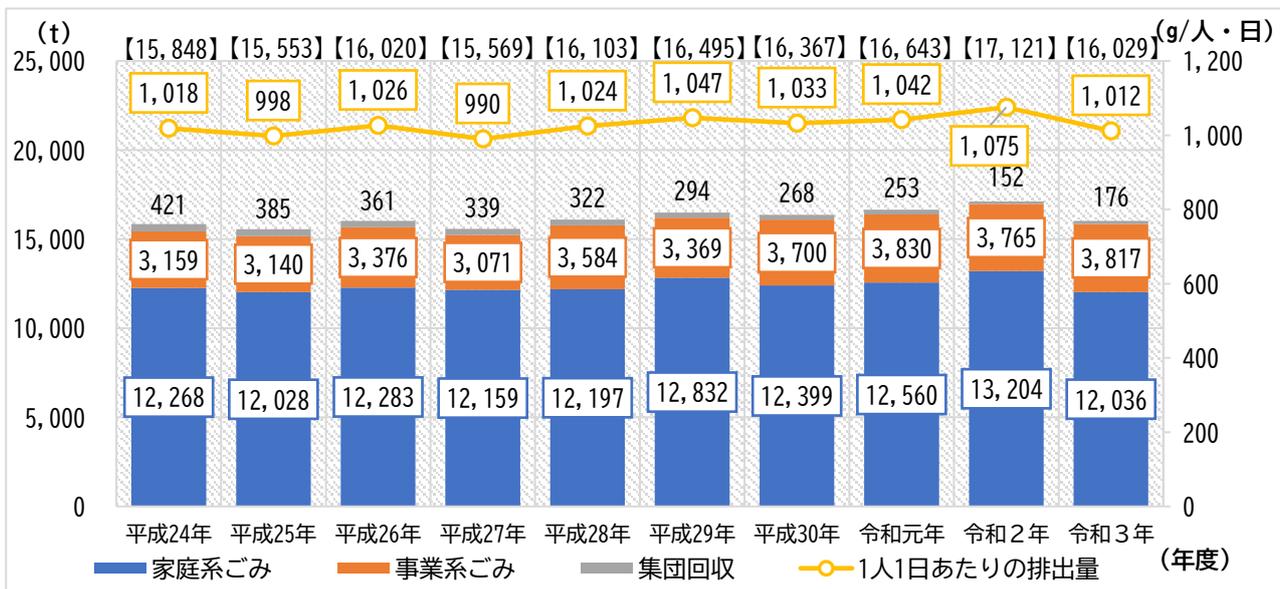
本町の将来人口は、減少傾向が続くと想定され、計画の中間年度である令和9年度には43,014人、目標年度である令和14年度には42,499人になると推計されます。



◆ごみの排出量 (排出源別排出量)

ごみの総排出量は増減を繰り返しながら増加傾向にあり、令和2年度の総排出量は17,121tとなりましたが、令和3年度には1,092t減少し、16,029tとなっています。令和3年4月1日よりごみ処理有料化を開始したことから、令和2年度のごみの排出量が増加し、令和3年度には、ごみ処理有料化に伴うごみ減量の意識の高まりにより、ごみ排出量が減少したものと考えられます。

事業系ごみは増加傾向にあり、令和3年度には3,817tとなっています。

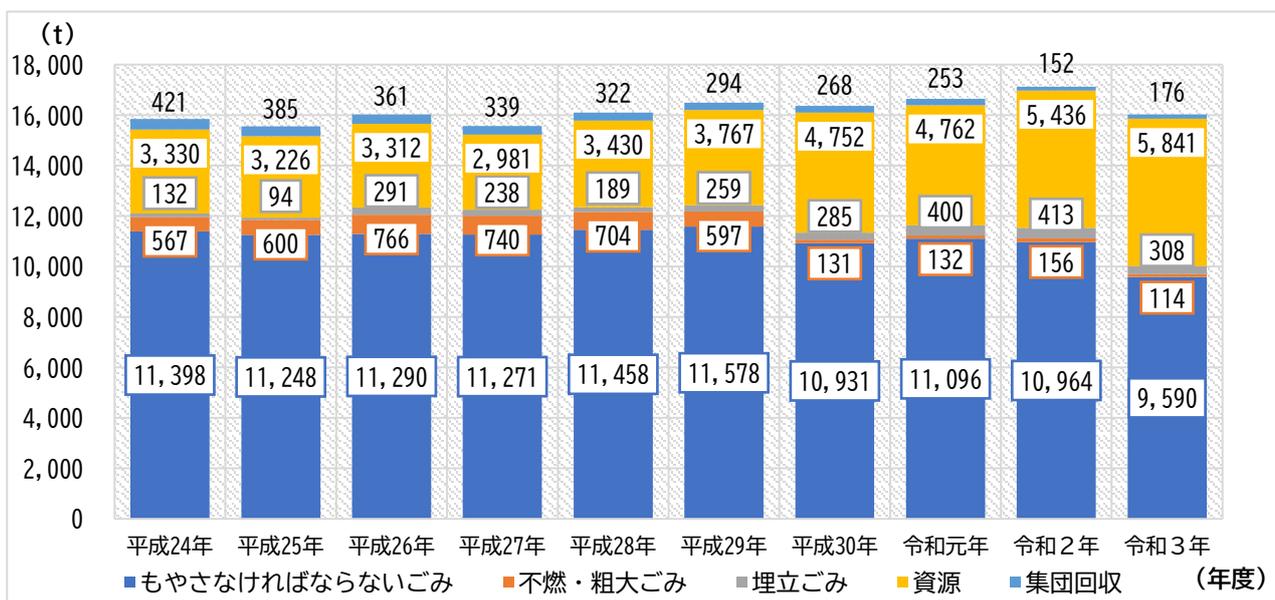


◆ごみの排出量（種類別排出量）

種類別排出量では、もやさなければならぬごみ（以下「可燃ごみ」という。）及び不燃・粗大ごみは減少傾向にあり、令和3年度は平成24年度と比較して、可燃ごみは1,808t減少して9,590t、不燃・粗大ごみは453t減少して114tとなっています。

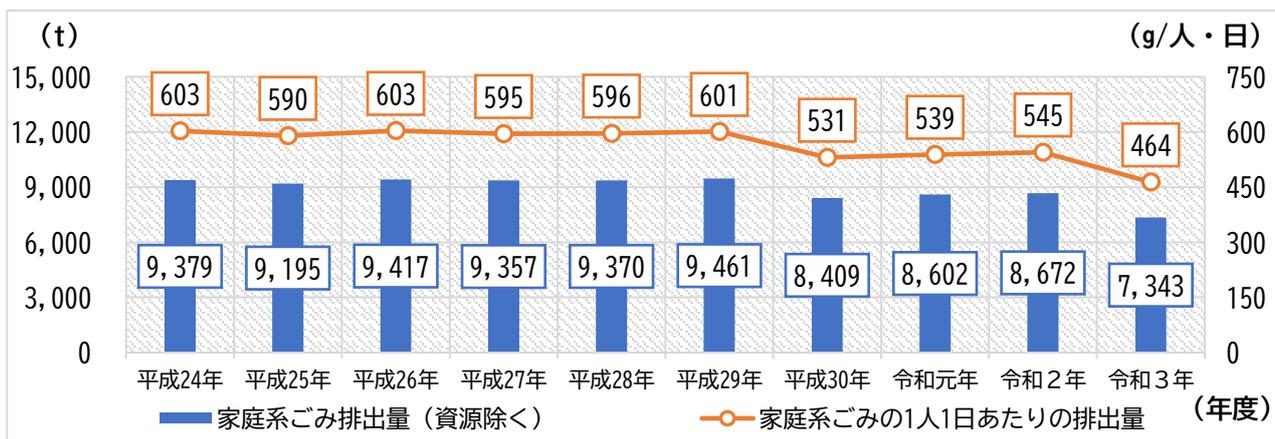
また、資源は平成24年度以降増加傾向にあります。令和3年度は平成24年度と比較して2,511t増加して5,841tとなっています。本町では、平成22年度以降、資源等を持ち込める施設として、資源回収エコステーションの整備を進めているほか（現在は町内3か所に設置。）、平成29年度以降に刈草・剪定枝の民間委託による資源化を進めており、資源の増加はその効果と考えられます。

一方で、埋立ごみは増減を繰り返しながら増加傾向にあり、令和3年度は平成24年度と比較して176t増加して308tとなっています。



◆家庭系ごみ排出量及び1人1日あたり排出量（資源を除く）

資源を除く家庭系ごみ排出量及び1人1日あたりの排出量は、平成29年度までほぼ横ばいで推移していましたが、平成30年度と令和3年度に大きく減少しています。平成30年度以降の減少は、刈草・剪定枝の資源化が定着し、可燃ごみとして排出されていた刈草・剪定枝が資源として排出されるようになったこと、令和3年度の減少は、前述のごみ処理有料化の影響と考えられます。



◆家庭系可燃ごみの組成調査結果

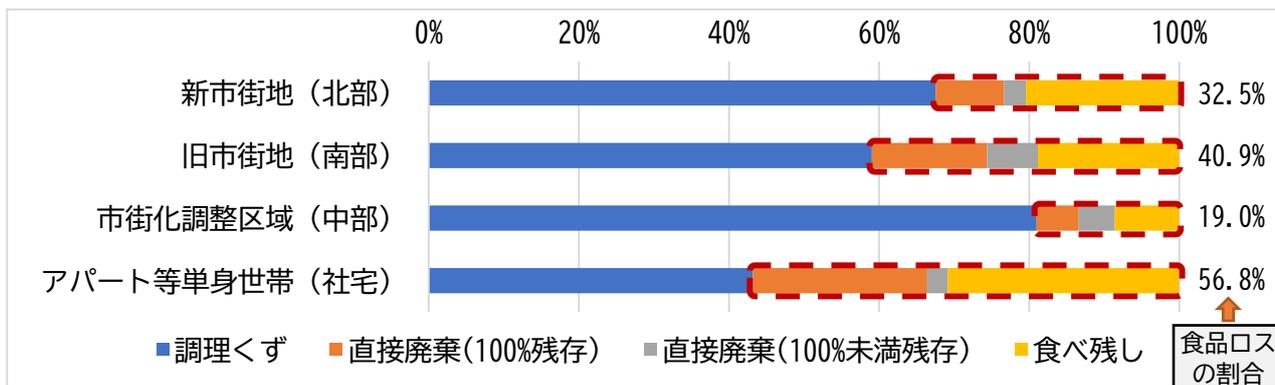
家庭系可燃ごみの中には、食品ロス（食べられるのに廃棄される食品）が多く含まれています。また、分別すれば資源となる古紙・紙類、ペットボトル、プラスチック製容器包装なども含まれています。

区分	新市街地 (北部)	旧市街地 (南部)	市街化調整区域 (中部)	アパート等単身 世帯(社宅)		
1 調理くず	28.1%	30.5%	34.0%	6.5%	食品ロス	
2 直接廃棄(手つかず食品) 100%残存 賞味・消費期限あり	1.6%	1.8%	0.7%	3.4%		
3 直接廃棄(手つかず食品) 100%残存 賞味・消費期限なし	2.3%	6.0%	2.5%	0.1%		
4 直接廃棄(手つかず食品) 100%未満残存	1.2%	3.5%	2.1%	0.4%		
5 食べ残し	8.5%	9.8%	3.2%	4.6%		
6 段ボール	0.9%	0.5%	0.3%	10.3%		古紙・紙類
7 新聞・広告	2.4%	3.3%	2.5%	1.7%		
8 書籍・雑誌	1.3%	0.7%	0.6%	3.2%		
9 牛乳パック	1.1%	0.6%	0.1%	1.3%		
10 紙類	6.7%	7.2%	6.1%	11.1%		ペットボトル プラスチック製容器包装
11 資源化できない紙類	8.0%	8.9%	6.4%	4.9%		
12 刈草・剪定枝	2.1%	0.9%	4.7%	9.8%		
13 衣類・布類	1.2%	1.9%	10.5%	1.1%		
14 資源に該当しない繊維・皮革類	0.8%	0.3%	2.0%	6.2%		
15 ペットボトル	0.0%	0.1%	0.0%	6.3%		
16 プラスチック製容器包装	4.7%	5.7%	3.0%	16.1%		
17 その他プラスチック	8.2%	4.0%	2.9%	4.6%		
18 アルミ缶・スチール缶	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%		
19 ガラスびん・陶器・ガラス	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%		
20 減免対象ごみ	15.0%	6.9%	13.3%	0.1%		
21 その他可燃ごみ	5.6%	7.0%	4.6%	6.6%		
22 その他不燃ごみ	0.1%	0.1%	0.7%	1.5%		

「令和3年度ごみ組成調査結果」(夏季調査及び冬季調査の平均値)

◆生ごみに占める食品ロスの割合

一般世帯では地域によってばらつきはありますが、生ごみに占める食品ロスの割合は19.0%~40.9%となっています。アパート等単身世帯では、可燃ごみに占める生ごみの割合は一般世帯と比較して低ですが、生ごみに占める食品ロスの割合は一般世帯よりアパート等単身世帯の方が高く、56.8%となっています。一般世帯、アパート等単身世帯のいずれも食品ロスの削減余地があります。



家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合は、一般世帯(新市街地、旧市街地及び市街化調整区域)では41.8%~51.5%、アパート等単身世帯では15.1%で、さらにその生ごみの内訳を示したものが上記のグラフです。

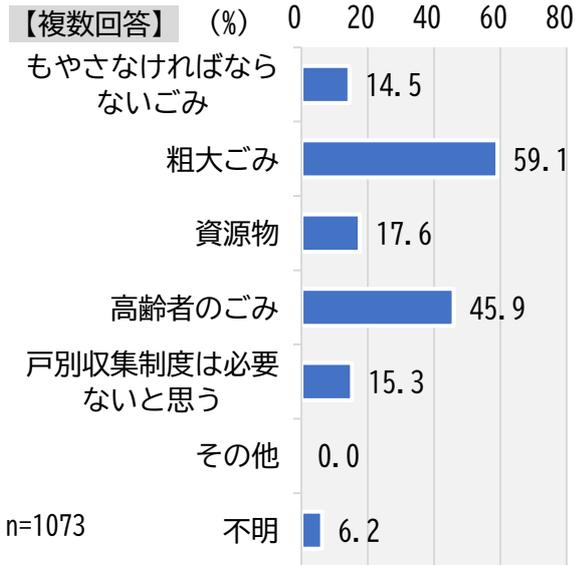
「令和3年度ごみ組成調査結果」(夏季調査及び冬季調査の平均値)

◆町民アンケートの結果

戸別収集制度

戸別収集※1制度があっても良いと思うものは、「粗大ごみ」が59.1%、「高齢者のごみ」が45.9%と高くなっています。また、「戸別収集制度は必要ないと思う」と回答した方の比率は15.3%と低くなっています。

※1：個別の事情に応じ、ごみを居宅に出向いて回収する制度です。



戸別収集制度(有料)があっても良いと思うもの

エコステーションの運営

「概ね満足している」と回答した方は43.1%でした。この項目は、後述する目標の指標(エコステーションの利用満足度)としています。



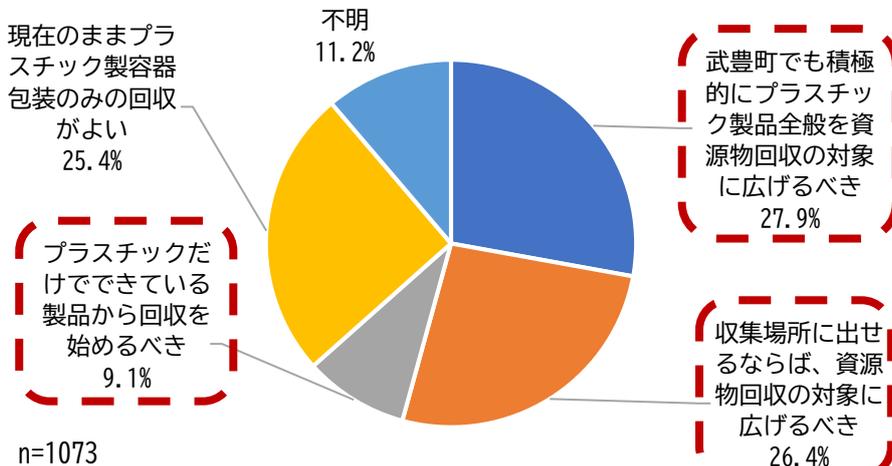
エコステーションの効率的な運営のために改善した方がよいと思うこと

エコステーション、リユースステーションの利用

資源回収エコステーションをよく利用している町民は約8割に上り、多くの町民に利用されていますが、武豊リユースステーションの利用は2割にとどまっています。

プラスチック製品の収集

容器包装だけでなく、プラスチック製品の収集範囲を広げた方がよいと考えている方は、63.4%となっています。



プラスチック製品の収集についてどのように思うか

設問の背景

プラスチック資源循環法が令和4年4月に施行となりました。

この法律では、市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されています。

◆基本理念と施策の体系

本計画では、『地域とともに育む、環境にやさしい持続可能な循環型のまち・たけとよ』を基本理念とし、施策・事業の展開を図ります。

基本理念

地域とともに育む、
環境にやさしい持続可能な循環型のまち・たけとよ

基本方針

基本方針 1

ごみ減量・資源化への地域での積極的な取組の推進

重点施策

1. 効果的な情報提供・発信へ向けての方法の見直し

【関連施策】

1-1-1①、1-1-1②、1-1-2①

2. プラスチック類の減量・資源化の推進

【関連施策】

1-2-2①、1-3-4①

3. 食品ロスの削減の推進

【関連施策】

1-2-1①、1-2-1②

4. エコステーション、リユースステーションの最適化

【関連施策】

1-3-1①、1-3-2①、1-3-2②、1-3-2③

1-1.

ごみ減量・資源化を心がけるひとを育む

New : 本計画で新たに取り組む施策

重 : 重点施策

基本施策

1-1-1 情報提供の充実

施策・事業の展開

- ①ごみ減量・資源化に関する一元的な情報提供 **New** **重**
- ②プッシュ型の情報発信※1 **New** **重**
- ③広報誌、ホームページ等による情報提供
- ④「ごみの分け方・出し方」改訂版の発行
- ⑤見やすい情報の提供

※1：地震や津波の際に携帯電話に届く緊急速報メールのように、情報を必要とする人へ受け手の意思に関わらず情報を発信する方法です。

1-1-2 啓発活動の充実

施策・事業の展開

- ①動画配信やオンラインイベント開催の検討 **New** **重**
- ②ごみ減量キャンペーンの開催
- ③ごみ処理施設見学ツアーの開催
- ④ごみ減量講座の開催
- ⑤学習拠点施設の充実 **New**
- ⑥参考になるごみ分別方法の紹介

1-1-3 児童・生徒向けの学習機会の充実

施策・事業の展開

- ①園児を対象とした出前講座の実施 **New**
- ②小学生を対象にした環境学習の実施
(ごみ処理施設見学会、体験学習、出前講座等)
- ③環境にやさしい活動の推進

1-1-4 事業所・団体向けの学習機会の提供

施策・事業の展開

- ①事業所等のごみ減量実践活動の紹介
(地域、業界、団体・サークルの取組等)
- ②事業所向け指導マニュアルの作成・配布
- ③公共施設ごみの減量推進

基本方針

1-2.
ごみを出さない暮らし、活動を
広める

【数値目標】

○家庭系ごみ(資源を除く)の
1人1日あたりの排出量
425g/人・日(令和14年度)

○家庭の食品ロス発生量
443t(令和14年度)

1-3.
資源をむだなく活用する

【数値目標】

○エコステーション利用
満足度
60.0%(令和14年度)

基本施策

1-2-1 生ごみ減量化の推進

施策・事業の展開

- ①食品廃棄ゼロ運動の推進 **New** **重**
- ②フードドライブの推進 **New** **重**
- ③生ごみ処理容器・電動式生ごみ処理機の普及
- ④生ごみ一絞り運動の展開(水切りの徹底)
- ⑤エコクッキングの啓発

1-2-2 ごみの発生抑制に向けた啓発活動の充実

施策・事業の展開

- ①プラスチックごみの排出抑制の推進 **New** **重**
- ②ごみを買わない消費行動の啓発
- ③ものを長く使う生活の啓発

1-2-3 事業系ごみの発生抑制

施策・事業の展開

- ①排出事業者に対する啓発(手引き書等)
- ②許可業者との連携

1-2-4 ごみ処理負担の適正化の検討

施策・事業の展開

- ①ごみ処理手数料の見直し

1-3-1 再使用の普及

施策・事業の展開

- ①リユースステーションの最適化 **New** **重**
- ②リユースステーションのPR **New**
- ③リフォーム・リサイクルに関する情報提供

1-3-2 分別の徹底と回収機会の多様化

施策・事業の展開

- ①エコステーションの増設 **New** **重**
- ②エコステーションの最適化 **New** **重**
- ③フードドライブの会場としての活用を検討 **New** **重**
- ④ごみ出しマナーの向上
(地域と一体となった分別収集)
- ⑤集団資源回収の促進

1-3-3 分別対象品目・回収方法の見直し

施策・事業の展開

- ①分別品目の見直し
- ②粗大ごみ収集方法についての調査研究

New : 本計画で新たに取り組む施策

重 : 重点施策

基本方針

基本施策

基本方針 2

適正処理の確保と不適正処理の未然防止

重点施策

5. 最終処分先の確保

【関連施策】

2-1-3①、2-1-3②

2-1.

将来にわたって効率的で持続可能な処理をする

【数値目標】

○直接最終処分量

312t (令和 14 年度)

2-2.

不適正処理を防止する

1-3-4 さらなる資源化に向けた調査・研究

施策・事業の展開

- ①プラスチック類の資源化の検討 **New** **重**
- ②資源化が可能な物の資源化の検討
- ③再生製品の地域循環利用の促進
- ④事業系ごみの排出実態調査

2-1-1 適正な収集・運搬体制の構築

施策・事業の展開

- ①回収拠点の適正管理（衛生管理）
- ②効率的で安全な回収方法（集積場所の位置、回収ルート、回数）の検討
- ③要支援者への対応の検討
- ④委託契約額の見直し
- ⑤委託業者、許可業者への指導

2-1-2 中間処理施設の適正な運用

施策・事業の展開

- ①知多南部広域環境センターの適正運営と維持管理
- ②民間処理施設の活用による適正処理

2-1-3 最終処分先の確保

施策・事業の展開

- ①最終処分先の検討 **New** **重**
- ②最終処分場の整備 **New** **重**
- ③最終処分場の維持管理と延命化

2-1-4 災害廃棄物の処理

施策・事業の展開

- ①災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

2-2-1 処理施設の監視（環境測定）

施策・事業の展開

- ①処理施設の監視と測定値の情報公開

2-2-2 不適正処理への監視・指導

施策・事業の展開

- ①事業者の監視と指導
- ②不法投棄、野焼きの監視と未然防止

New : 本計画で新たに取り組む施策

重 : 重点施策

◆重点施策

1. 効果的な情報提供・発信へ向けての方法の見直し

分別方法について不安があるなどの声が寄せられているため、さらなるきめ細やかな情報発信と普及啓発が必要となっています。

また、町民や事業者がごみに関する情報に気づけない、探してもたどり着けない、見つけられないことが取組を進めるうえでのハードルとなっています。例えば、フードドライブや各種イベントなどの有益な情報が埋もれてしまっているため、それらの情報を一元的に集約して提供していくことが求められています。

No.	施策の内容
1.	ごみ減量・資源化に関する一元的な情報提供
	プッシュ型の情報発信
	動画配信やオンラインイベント開催の検討

2. プラスチック類の減量・資源化の推進

プラスチック類に関して、焼却の際には温室効果ガスが発生し、海洋ではマイクロプラスチック汚染^{※1}を引き起こすなど、環境への影響が指摘される中、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行され、プラスチック類の資源化の推進が求められています。本町においても、プラスチック類の再資源化に向けて、処理ルート、回収方法、回収品目等について検討する必要があります。

※1：海や自然の中に拡散した5mm以下のプラスチック粒子によって引き起こされる海洋汚染のことで、近年、マイクロプラスチックによる生態系への悪影響が問題視されており、各国で海洋汚染対策が進められています。

No.	施策の内容
2.	プラスチックごみの排出抑制の推進
	プラスチック類の資源化の検討

3. 食品ロスの削減の推進

農林水産省の推計によると、令和2年度における日本の食品ロス発生量は約522万tです。国民1人1日あたりに換算すると113g（お茶碗1杯分のごはんは約150g）も

の食べ物が毎日捨てられている計算になります。また、この食品ロスを処理するために、温室効果ガスを排出しています。大切な資源の有効利用と環境負荷を減らす観点から、食品ロスを削減する必要があります。

No.	施策の内容
3.	食品廃棄ゼロ運動の推進
	フードドライブの推進

4. エコステーション、リユースステーションの最適化

町では、資源等を持ち込める施設として、資源回収エコステーションを整備しています。町民の利用率は高く、資源化率の向上に寄与しています。一方で、駐車場の混雑や町外の方の持ち込みなどの問題が発生しているため、その対策が求められています。

また、たけとよ資源回収エコステーションに併設する形で武豊リユースステーションを開設しましたが、町民アンケートでは認知度は低く、認知度の向上を図る必要があるほか、陳列方法や利用方法をわかりやすくする工夫が求められています。

No.	施策の内容
4.	エコステーションの増設
	エコステーションの最適化
	リユースステーションの最適化
	フードドライブの会場としての活用の検討

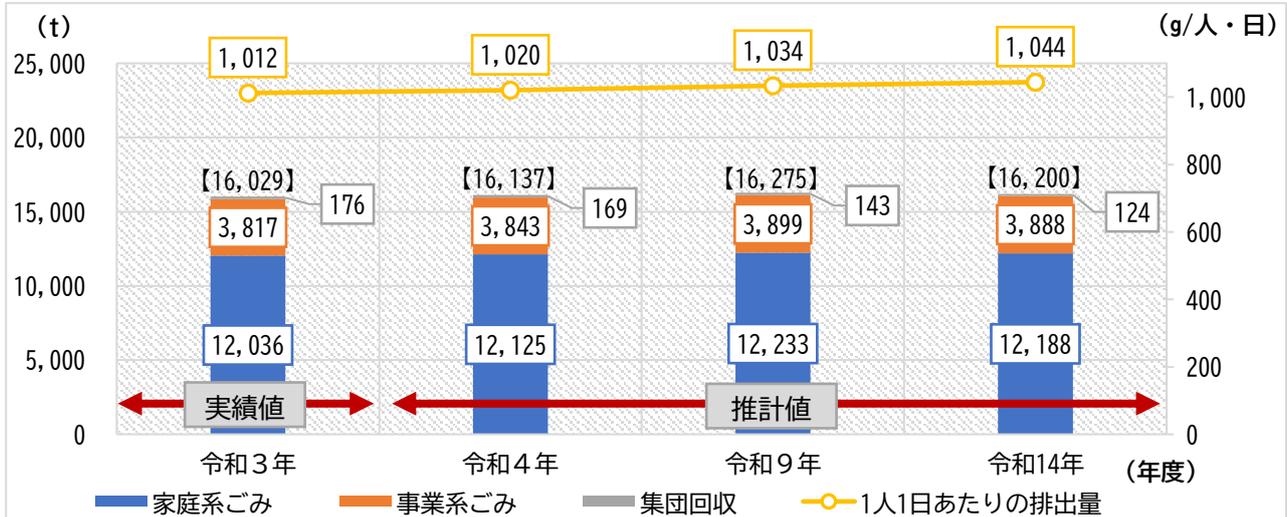
5. 最終処分先の確保

本町の一般廃棄物最終処分場は、令和16年頃に埋立可能容量がなくなることが懸念されることから、さらなる分別によって最終処分量を削減し、処分場の延命化を図る必要があります。最終処分場の整備を行っていく場合は、様々な手続きや調査のため、施設の稼働までに10年程度の期間を要することから、早期に最終処分場整備に着手する必要があります。

No.	施策の内容
5.	最終処分方法の検討
	最終処分場の整備

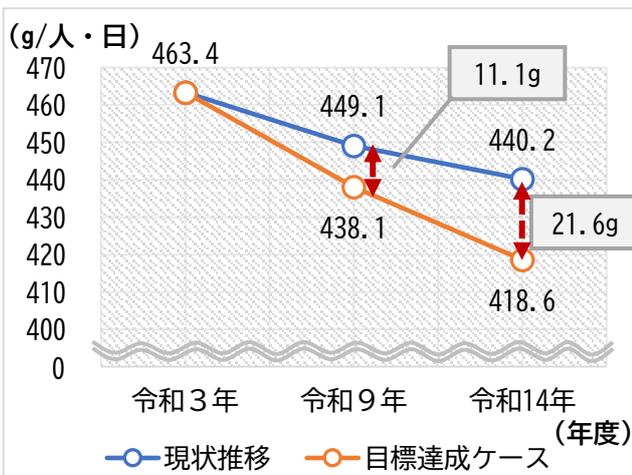
◆目標達成時のごみの排出量

ごみ総排出量は、各種施策・事業を新たに展開することにより目標を達成する場合（目標達成ケース）と現在実施している施策・事業を継続する場合（現状推移）とを比較して、一次目標である令和9年度には240t減の16,275t、二次目標である令和14年度には467t減の16,200tとなる見込みです。

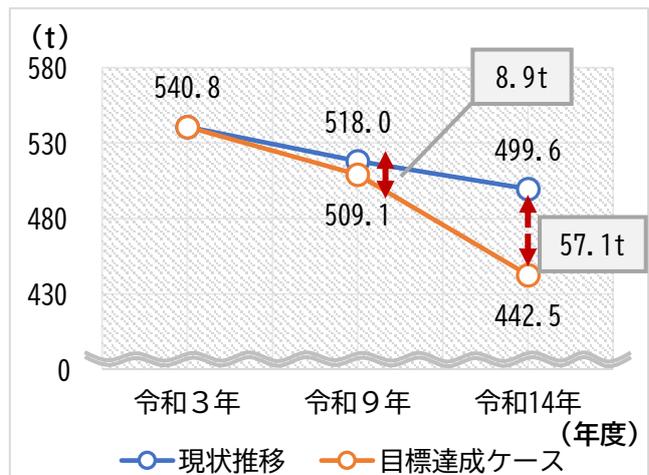


◆現状推移と目標達成ケースとの比較

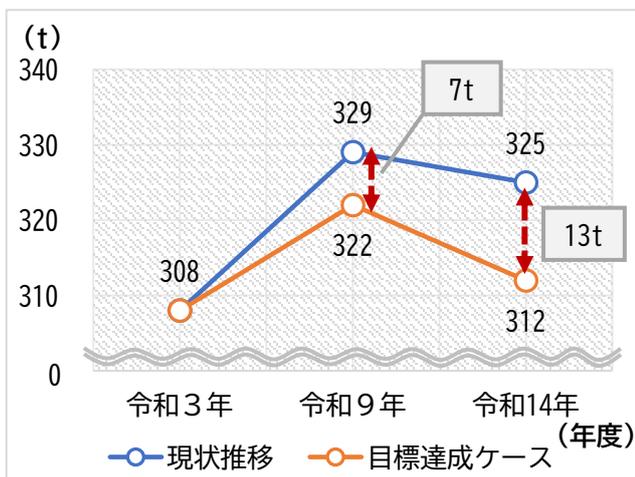
現状推移と目標達成ケースとの比較した結果を示します。



家庭系ごみ（資源を除く）1人1日あたり排出量



家庭の食品ロス発生量



直接最終処分量

事業系可燃ごみの削減について

事業系可燃ごみについては、目標を設定していませんが、事業者への減量化や分別の徹底を啓発することで、事業系可燃ごみの排出原単位※1を現状で推移した場合と比較して、令和9年度には2.5%、令和14年度には5%の削減を見込みます。

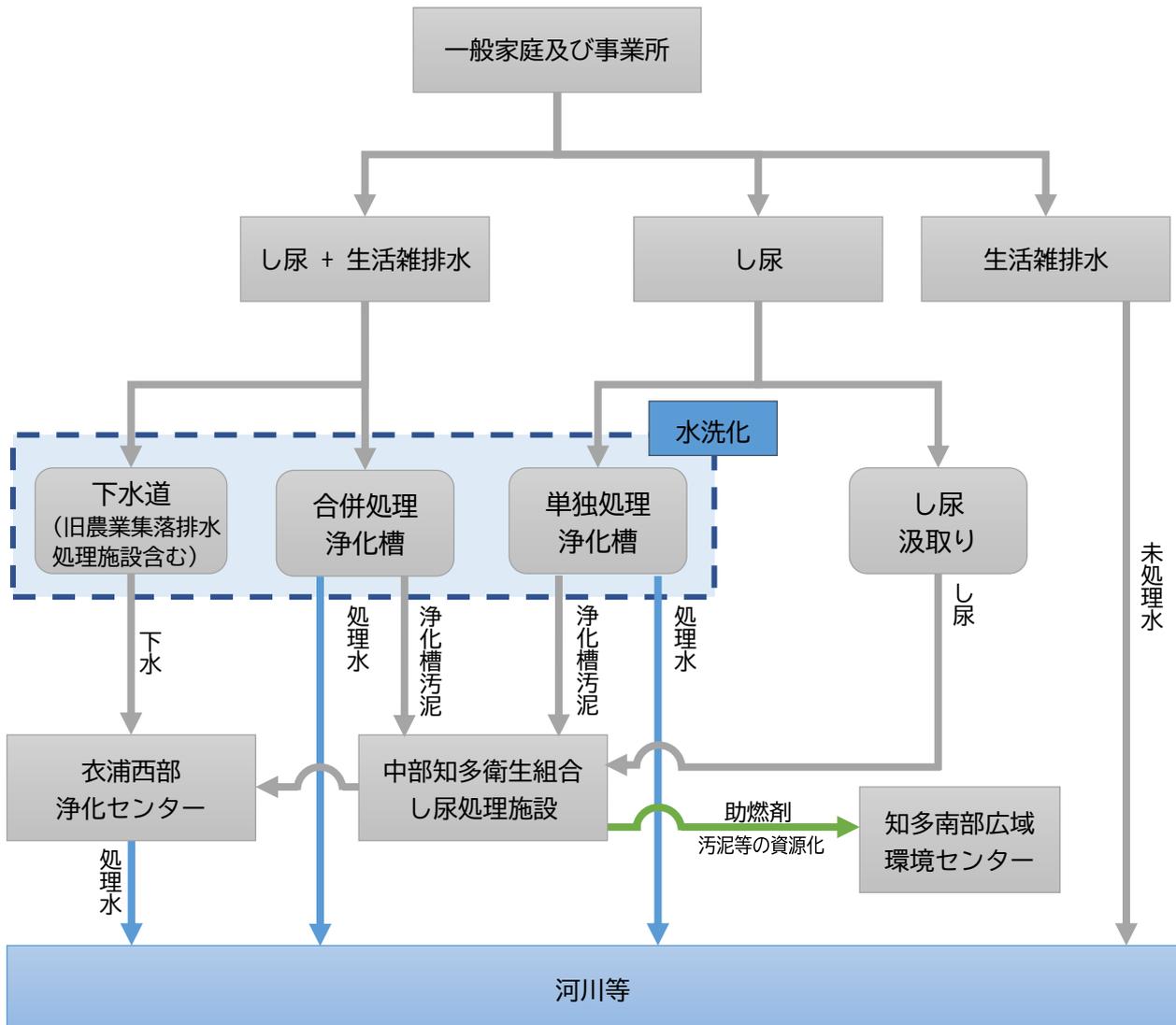
※1：1人1日あたりのごみの排出量のこと。

生活排水処理基本計画

◆生活排水処理フロー

本町の污水処理の処理形態としては、下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿汲取りに分けることができます。このうち、単独処理浄化槽及びし尿汲取りの家庭では、生活雑排水が未処理のまま河川等へ放流されています。

本町では、下水道及び農業集落排水施設の整備は完了しており、令和2年度には、農業集落排水事業は下水道事業に編入されています。



◆生活排水処理に係る理念

生活排水処理の重要性を認識し適正に処理するために、下水道整備区域内の地域については接続を推進し、また、整備区域外の地域については、合併処理浄化槽の整備を推進します。下水道への接続、合併処理浄化槽の整備の推進にあたっては、町民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行い、町民協力のもと進めていくことにより、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとします。

◆生活排水処理の基本方針

本町では以下の基本方針を定め、施策の展開を図ることとします。

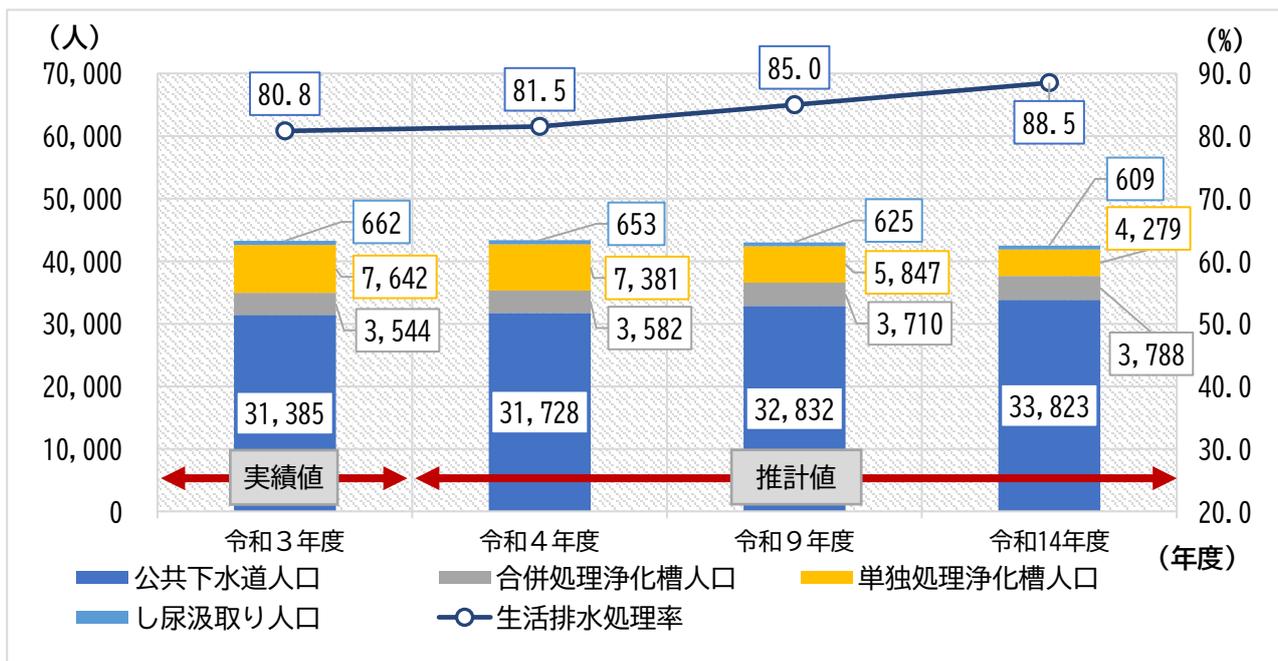
基本方針	取組の内容
基本方針1 下水道接続率の向上	下水道整備区域内における下水道への早期接続を推進します。
基本方針2 汲取り便槽、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進	下水道整備区域外の町民に対し、汲取り便槽、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。
基本方針3 浄化槽の適正管理の推進	浄化槽が適正に維持管理されるよう、浄化槽設置世帯に対して適正管理のための啓発を行います。
基本方針4 中部知多衛生組合への協力	し尿処理施設の処理機能が維持されるよう、他の構成市とともに組合の運営に積極的に協力します。

◆生活排水処理に関する目標

生活排水の処理は、し尿と生活雑排水のいずれも処理する必要があり、本町では下水道整備区域内では下水道で、下水道整備区域外では合併処理浄化槽で処理することになっています。基本方針1及び基本方針2に基づき、令和14年度に生活排水処理率88.5%以上の達成を目指します。

目 標：生活排水処理率88.5%以上（令和14年度）

注) 生活排水処理率とは、町の総人口に占める、生活排水が衛生的に処理されている人口（公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口の合計）の割合のことです。



注) 令和3年度は3月31日現在。令和4年度、令和9年度及び令和14年度は10月1日現在。

わたしたちは、子どもからおとなまで皆で身近なごみ問題に関心を持ち、ごみを減らす取組を広げていくため、ごみの減量化、リサイクルの推進を呼びかけるイメージキャラクターです。



リサイクルン



リサイクリン

武豊町が環境にやさしい持続可能なまちになれるよう、「リサイクリン」、「リサイクルン」、「かめじい」の3人で、広報やホームページでお知らせしています。



かめじい

武豊町一般廃棄物処理基本計画（令和5年度～令和14年度）概要版

発行：武豊町

発行年月：令和5年3月

編集：生活経済部 環境課

〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

電話 0569-72-1111 FAX 0569-72-1326